

『源平盛衰記』全釈 (二—卷一—2)

早川厚一
曾我良成
橋本正俊
志立正知

1 昔²漢¹高祖沛公タリシ時、項羽³雍丘ト云所⁴ニテ、秦⁵ノ軍ト合戦ス。沛公ノ兵、諸侯ニ先立テ霸上ニ至ル。⁷秦ノ王子嬰、皇帝璽⁸符ヲ捧テ降人ニ參ル。諸將コレヲ殺サント云。沛公降人殺事不祥也トテ、吏ニ預ケラル。咸陽宮ニ入りテ、暫休トシ給ケルヲ、樊噲⁹張良諫申シケレバ、秦ノ宝物タル庫共ヲ封ジテ霸上ニ帰給ケリ。秦ノ父老¹⁰「モレノ苛法¹¹ノ政ニ苦メルヲ召集メテ宣ハケルハ、吾諸侯ト約束シテ、先ニ関ニ入ラン者ヲ王トセント云キ。吾既ニ先ニ入。王タルベシ」トテ、父老ト三章ノ法ヲ約シ給ケリ。「人ヲ殺セラン者ヲバ、死セシメン、人ヲ破リ及盗セラン者ヲバ罪ニイタサン。此の外ハ秦ノ法ヲ除テ捨テヨ」ト宣ハケル。十一月ニ項羽諸侯ノ兵ヲ引、関ニ入ラントス。守¹²レ兵アリテ、入事ヲ得ズ。¹³又沛公咸陽宮ヲ破リテ、其の威ヲ施スト聞マテ、項羽大ニ怒テ、¹⁴関ヲ擊、遂ニ戲ト云所ニ至リス。沛公ガ臣曹無傷ト云者、項羽ニ中言シテ、沛公王タラントスト言ヒタリケレバ、項羽弥¹⁵憤テ、沛公ヲウタントス。爰ニ項羽一家ニ項伯ト云者、沛公ニ志アリケレバ、¹⁶失ナキ由ヲ述ベテ、¹⁷殺ニハ事不義也ト諫メケレバ、其の事暫¹⁸思止ニケリ。サテ沛公鴻門ニ行キテ項羽ニ対面シテ、諍¹⁹心ナキ由、²⁰懇ニ謝シケレバ、²¹項羽云ハ、「是ハ沛公ガ左司馬²²曹無傷ガ告ゲタル也。サラテハ争力知²³ルベキ。宜クトミマリ給ヘ、酒ス、メン」トテ、²⁴留²⁵置ケリ。

【校異】1ここから、次節に引く「其夜ノ恥辱ヲ遁レケリ」まで、〈蓬・静〉一字下げ。2〈近〉「漢」なし。3〈蓬〉「雍兵ト」。4〈蓬・静〉「ニテ」なし。5〈近〉「ぐんと」、〈蓬・静〉「軍と」。6〈近〉「さきたつて」、〈蓬・静〉「さきたちて」。7〈近〉「しんのわうしゑい」、〈蓬〉「秦王子嬰」、〈静〉「秦王子嬰」。8〈近〉「さくけて」、〈蓬〉「奉りて」、〈静〉「たてまつりて」。9〈近〉「シニ」。10〈近〉「ほうもつたる」、〈蓬〉「宝物おさめたる」、〈静〉「め」補入、〈静〉「宝物おさめたる」。11〈近〉「ほうして」、〈蓬・静〉「封して」。12〈蓬・静〉「政ニ」なし。13〈近〉「いる」、〈蓬・静〉「入れり」。

14 〈近〉「ぬすみせらんものをは」、〈蓬〉「盗せん者をは」、〈静〉「盗せむ者をは」。15 〈近〉「のそひて」、〈蓬・静〉「のそきて」。16 〈近・蓬・静〉「とそ」。17 〈近〉「ひき」、〈蓬〉「引て」、〈静〉「引て」。18 〈近〉「くはんを」、〈蓬〉「関を」、〈静〉「関を」。19 〈蓬〉「又」なし。20 〈近〉「いかつて」、〈蓬〉「怒り」、〈静〉「怒て」。21 〈近〉「関をひき」、〈関を〉「補入」、〈蓬〉「関を撃て」、〈静〉「関を撃て」。22 〈近〉「けと」、〈蓬・静〉「戯と」。23 〈蓬・静〉「胃無傷と」。24 〈近〉「なかことして」、〈蓬・静〉「仲言して」。25 〈近〉「いきどをつて」、〈蓬〉「噴て」、〈静〉「噴て」。26 〈近〉「かううのいちかに」、〈蓬〉「項羽一家に」、〈静〉「項羽一家に」。27 〈近〉「シツ」、〈蓬・静〉「失」。28 〈蓬〉「宣て」、〈静〉「宣て」。29 〈近〉「ころすことふぎなり」と、〈蓬〉「ころさん事不義也」と、〈静〉「殺事不義也」と。30 〈近〉「おもひとまりにけり」、〈蓬〉「思留にけり」、〈静〉「思留にけり」。31 〈近〉「ゆひて」、〈蓬〉「行て」、〈静〉「待て」。32 〈近〉「かううの」。33 〈蓬〉「ハ」なし。34 〈蓬・静〉「胃無傷か」。35 〈近〉「よろしく」、〈蓬・静〉「しはらく」。36 〈近〉「おけり」、〈蓬・静〉「をきけり」。

【注解】○昔漢高祖沛公タリシ時：霸王三至ル 以下、忠臣の先例説話として、「鴻門之会」の説話を引く。家貞・家長兄弟に比して、沛公の忠臣、張良・樊噲の活躍を引けばよいのだが、〈盛〉はそれ以前の部分も長々と引用する。〈盛〉の中国故事説話引用における傾向のひとつと考えられよう。以下の「鴻門之会」までの中国故事説話(〈盛〉の独自記事)は、ほぼ同文関係において『唐鏡』に依拠する(山下宏明)。「盛」による『唐鏡』依拠、および参照の可能性のある記事は他に、卷三「朝覲行幸」における朝覲行幸由来の記事、卷六「同人召兵」における幽王褒姒烽火の記事、卷十一「育王山送金」における高祖医師の記事がある(牛尾久美子、楊曉捷)。以下、該当本文の『唐鏡』(本文は、彰考館本『唐鏡』による。古典文庫、一九六五・八)と『史記』項羽本紀(以下〈項〉)・『史記』高祖本紀(以下〈高〉)〈項〉〈高〉本文は、いずれも新釈漢文大系『史記』を使用。明治書院)とを引用し、その異同を見ていく。『唐鏡』は、「鴻門之会」までは、基本的には〈高〉(〈項〉は、〈盛〉の「此外ハ秦ノ法ヲ除テ捨ヨ」ト宣ケル)まで、該当本文なし)によりながら、独自本文を形成しているが、「鴻

門之会」(〈高〉は欠く)以降は、〈項〉によりながら、独自本文を形成している。一方、〈盛〉は『唐鏡』にその多くをよりながらも、部分的に『唐鏡』本文を省筆したり(以下『唐鏡』本文に付した波線部分は、〈盛〉が省筆したと見られる部分)、〈項〉を取り込んで本文を再構成したりして、独自本文を作り上げていることを確認する。〈盛〉における中国故事説話については、「中国文献不在の中国説話群」とも評され、〈中世史記〉的言説との重なり注目すべきとの指摘があるが(楊曉捷)、一方で、そうした異説を排除し、〈純正史記〉的言説に忠実であろうとする態度も併存していることが明らかとなる。以下、具体的に検討する。『唐鏡』御年四十八ニテ、沛公ニソ成玉フ、其後、項羽ト雍丘ト云所ニテ、秦ノ軍ト合戦ス、漢ノ元年十月ニ、沛公ノ兵、諸侯ニ先立テ、霸王三至ル(八七頁)、〈項〉は、先にも記したように、この後の「此外ハ秦ノ法ヲ除テ捨ヨ」ト宣ケル)まで、該当本文なし。〈高〉「沛公与項羽西略地、至雍丘之下、与秦軍戦、大破之、斬李由」漢元年十月、沛公兵遂先諸侯至霸王上。『唐鏡』本文は、傍線部に見るように、〈高〉による。〈盛〉は、『唐鏡』本文に

付した波線部を省筆して本文を再構成している。〈高〉によれば、雍丘での合戦は、秦二世皇帝二年のこと、覇上に至ったのは、翌年漢の元年十月のことであるが、〈盛〉は、その経緯を記さないため、雍丘から覇上への移動が直後のことのように読める。○秦ノ王子嬰、皇帝璽符ヲ捧テ降人ニ参ル。諸将コレヲ殺サント云。沛公降人殺事不祥也トテ、吏ニ預ラル。『唐鏡』「秦ノ王子嬰、皇帝ノ璽符ヲ奉テ、降人ニ参ル、諸将共、是ヲコロサント申ス、沛公ノ云、降人ヲ殺サン事ハ不祥也トテ、吏ニアツケラレヌ」(八七頁)、〈高〉「秦王子嬰、素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符節、降軹道、諸将或言誅秦王、沛公曰、始懷王遣我、固以能寬容。且人已服降、又殺之不祥。乃以秦王属吏」(五三〇頁)。傍線部に見るように、『唐鏡』は、〈高〉による。〈盛〉は、『唐鏡』をほぼそのまま取り込んでいる。〈盛〉は「秦ノ王子嬰、皇帝璽符ヲ」とも読めるが、〈高〉『唐鏡』にならい、「秦ノ王子嬰、皇帝璽符ヲ」と読む。○咸陽宮ニ入テ、暫休トシ給ケルヲ、樊噲・張良諫申ケレバ、秦ノ宝物タル庫共ヲ封ジテ覇上ニ帰給ケリ。『唐鏡』「咸陽宮ニ入テ、息マントシ玉ヒケルヲ、樊噲、張良、諫申ケレハ、秦ノ宝物ノ庫共ヲ封ジテ、覇上ニ還給ヌ」(八七〜八八頁)、〈高〉「遂西入咸陽。欲止宮休舍。樊噲・張良諫。乃封秦重宝財物庫、還軍覇上」(五三〇頁)。傍線部に見るように、『唐鏡』は、〈高〉による。〈盛〉は、『唐鏡』をほぼそのまま取り込んでいる。臣下が主の危機を救った話として、ここでは、咸陽宮に留まろうとした沛公を、樊噲と張良が諫めた結果、後の項羽の攻撃の口実を未然に防いだことが記される。○秦ノ父老ノ苛法ノ政ニ苦メルヲ召集テ宣ケルハ、

吾諸侯ト約束シテ、先二関ニ入ラン者ヲ王トセント云キ。吾既二先ニ入。王タルベシ」トテ、父老ト三章ノ法ヲ約シ給ケリ。『唐鏡』「秦ノ父老ノ苛法ノ政ニ苦シツルヲ、召集テ、ノ玉ハク、吾諸侯ト約束シテ、先二関ニ入ラン物ヲ王トセント云キ、我已ニ最前ニ入レリ、王タルベシトテ、父老三章ノ法ヲ約シ給フ」(八八頁)、〈高〉「召諸縣父老豪傑曰、父老苦秦苛法久矣。誹謗者族、偶語者棄市。吾与諸侯約。先入関者王之。吾当王関中。与父老約、法三章耳」(五三一頁)。『唐鏡』は、傍線部に見るように、〈高〉による。〈盛〉は、『唐鏡』をほぼそのまま取り込んでいる。○「人ヲ殺セラシ者ヲバ、死セシメン、人ヲ破リ及盜セラシ者ヲバ罪ニイタサン。此外ハ秦ノ法ヲ除テ捨ヨ」ト宣ケル。『唐鏡』「人ヲ殺セラシ物ヲハ、死セシメン、人ヲ破リ、及盜セラシ物ヲハ、罪ニイタサン、此外ハ、秦ノ苛法ヲ除キ捨ヨトソ、ノ給ケル」(八八頁)、〈高〉「殺人者死、傷人及盜抵罪。余悉除去秦法」(五三一頁)。『唐鏡』は、傍線部に見るように、〈高〉による。〈盛〉は、『唐鏡』をほぼそのまま取り込んでいる。この記事は、秦の人々の心を引き付けることとなった沛公の寛容さを記すが、主君の危機を救った先例説話としては特に必要としない。〈高〉のダイジェスト版にもなっている。なお、〈高〉は、この後に、饗応を断る沛公に、秦の人々はますます感銘したこと、ある人(〈項〉)によれば、「(馱生)の言に従い、沛公は、函谷関を守らせ、項羽の攻撃に備えたことを記すが、『唐鏡』や〈盛〉は欠く。○十一月二項羽諸侯ノ兵ヲ引、関ニ入ラントス。『唐鏡』「十一月ニ、項羽諸侯ノ兵ヲ率テ、関ニ入ラントスルニ」(八八頁)、〈項〉「行略定秦地、至函谷関」(四四九頁)、〈高〉「十一月中、項羽果率諸侯兵西、欲入関」(五三三頁)。〈項〉にも、ここから関連記事が見えるが、『唐鏡』は、傍線部に見る

ように、〈高〉による。〈盛〉は、『唐鏡』をほぼそのまま取り込んで
いる。○守関兵アリテ、入事ヲ得ズ。又沛公咸陽宮ヲ破テ、其威ヲ
施スト聞テ、項羽大ニ怒テ、関ヲ撃、遂ニ戲ト云所ニ至リ又 以下、
鴻門之会に至る経緯について、『唐鏡』は、項羽が天下をねらう沛公
に怒り、酒盛を口実に誘い出して討とうとし、対する沛公も潔白を主
張して抵抗を見せた、とする。なおも、項羽は荒々しい様子で沛公を
引き留め、酒宴の座へと展開する。『史記』の伝えるところとは異な
るいわゆる〈中世史記〉（黒田彰）的な異説へと展開。次に該当本文
を確認する。『唐鏡』関ノ戸閉タリト聞テ、大ニ怒テ、函谷関ヲ破テ、
戲ト云所ニ至リツ（八八頁）、〈項〉「有兵守関。不得入。又聞、
沛公已破咸陽。項羽大怒、使当陽君等擊関。項羽遂入、至於戲
西」（四四九頁）、〈高〉「関門閉。聞沛公已定関中、大怒、使黥布
等攻破函谷関。十二月中、遂至戲」（五三三頁）。『唐鏡』は、波線
部に見るように、〈高〉によるが、〈盛〉は、部分的に『唐鏡』により
ながらも、〈項〉に付した二重傍線部に見るように、〈項〉本文を取り
込んで再構成している。このように、〈盛〉はこれまでは『唐鏡』に
依拠していたが、当該記事以降は、むしろ〈項〉を積極的に取り込ん
でいく。すなわち、項伯が沛公と通じ、項羽を諫めて沛公殺害をいっ
たんは思いとどまらせる一方、沛公は自ら項羽のもとに謝罪に訪れ、
酒宴に同席する、といった記事構成となる。○沛公方臣曹無傷ト云
者、項羽ニ中言シテ、沛公王タラントスト言タリケレバ、項羽弥憤テ、
沛公ヲウタントス『唐鏡』「沛公ノ臣、曹無傷ト云者、項羽ニ中言ヲ
シテ、沛公天下ヲトラントスト云、項羽大ニ怒テ、鴻門ト云所へ、沛
公ヲ呼テ、酒モリセント云、虚事ヲ云テ沛公ヲウタントス」（八八）

八九頁）、〈項〉「沛公軍覇上、未得与項羽相見。沛公左司馬曹
無傷使人言於項羽曰、沛公欲王関中、使子嬰為相、珍宝尽有
之。項羽大怒曰、旦日饗士卒、為擊破沛公軍」（四四九頁）、〈高〉「沛
公左司馬曹無傷、聞項王怒欲攻沛公、使人言項羽曰、沛公欲
王関中、令子嬰為相、珍宝尽有之。欲以求封」（五三三頁）。
〈盛〉は、『唐鏡』の波線部を首筆する以外は、『唐鏡』にはよる。〈盛〉
の「沛公王タラントス」は、〈項〉〈高〉の二重傍線部に近い。〈盛〉が、『唐
鏡』の「大ニ怒テ」（〈項〉〈高〉同）を、「弥憤テ」とするのは、先に
「項羽大ニ怒テ」（『唐鏡』同）と重複する表現を回避するための改変
だろう。なお、〈項〉〈高〉は、この後に、項羽の兵は四十万、沛公の
兵は十万であったこと、范増が、項羽に沛公攻撃を進言したことを記
す。○爰ニ項羽一家ニ項伯ト云者、沛公ニ志アリケレバ、失ナキ由
ヲ述テ、殺事不義也ト諫ケレバ、其事暫止ニケリ『唐鏡』該当本
文なし、〈項〉「項伯者、項羽季父也。：（もとより沛公の配下の張良
と交友があり、助け出そうと訪ねる。項伯は張良に沛公との面会を頼
む）：沛公奉卮酒為壽、約為婚姻曰、：日夜、望將軍至。豈
敢反乎。：（項伯、項羽との仲介を承諾し、沛公に謝りに来るよう
進言する）：至軍中、具以沛公言報項王。：沛公不先破関
中、公豈敢入乎。今人有大功、而擊之、不義也。不如因善遇
之。項王許諾」（四五一—四五四頁）、〈高〉「会項伯欲活張良、夜
往見良、因以文諭項羽。項羽乃止」（五三四頁）。『唐鏡』に該当
本文なく、〈盛〉は、二重傍線部に見るように、〈項〉を略述して取
り込んだと思われる。項伯が項羽との仲介役をした理由として、〈項〉
〈高〉は、項伯が張良と交友があったためとするが、〈盛〉は、項伯は

沛公に志があつたためとする。○サテ沛公鴻門ニ行テ項羽ニ対面シ

テ、諍心ナキ由、慙ニ謝シケレバ、項羽云、「是ハ沛公ガ左司馬曹無傷ガ告タル也。サラデハ争カ知ベキ。宜クトゞマリ給へ、酒ス、メ

ン」トテ、留置ケリ『唐鏡』一呼レテ、沛公大方サル事ナシト、諍カヒ玉フ、項羽カ云、是ハ、沛公カ左司馬曹無傷カ、告申タル也、然ス

ハ、争テカ知ントテ、何様ニモ、シハシ留置ヘ、酒ノマントテ、アララシキ気色シテ、留置ツ」(八九頁)、〈項〉「沛公、旦日從百余

【引用研究文献】

* 牛尾久美子「源平盛衰記」の中国故事説話について(国文自白一〇号、一九七二・三)

* 黒田彰「蘇武覚書―中世史記の世界から―」(文学、一九七七・11)『中世説話の文学史的環境』和泉書院一九八七・10再録)

* 山下宏明「殿上闇討(二) 平家物語評釈四」(国文学解釈と鑑賞、一一六八・7)

* 楊曉捷「源平盛衰記における中国故事説話についての研究」(国語国文、一九八六・10)

騎、来見項王。至鴻門、謝曰、：今者有小人之言、令將軍与

臣有郤。項王曰、此沛公左司馬曹無傷言之。不レ然、籍何以至此。項王即日因留沛公与飲」(四五頁)、〈高〉「沛公從百余騎

、驅之鴻門、見謝項羽。項羽曰、此沛公左司馬曹無傷言之。不レ然、籍何以至此」(五三四頁)。〈盛〉は、おおよそは『唐鏡』によ

りながら、〈項〉をも参照して、独自本文を作り上げている。なお、〈高〉は、〈盛〉や『唐鏡』〈項〉が記す「鴻門之会」の故事を欠く。

彼座ノ為^レ躰、項伯ハ東^ニ1 対テ居リ、亜父ハ南^ニ2 向テアリ。亜父トハ項羽ガ憑^ミタル兵也。沛公ハ北^ニ向^キヒ、張良ハ西^ニ3 向テゾ居タ

リケル。亜父⁴ 玉玦ヲモタゲテ、項羽ニ目クバセス。5 是沛公ヲ⁶ 擊^ツトノ心也。加様^ニ三度マデスレドモ、大方⁷ 不^レ心得、不^レ思^フ寄。亜父

座ヲ起^チテ、8 項羽ヲ招^キテ云^{ハク}、「項羽人ノ謀^ニ随^フズ。汝沛公ヲ⁹ モテナス様ニテ、10 劍ヲ抜^キテ舞近付^キテ頸ヲ切^ル。不^レ然^バ我等還^リテ彼ガ可^シ

蒙^ルレ攻^ム」ト云^フニケレバ、11 項羽替^リ入^リテ、亜父ガ教^ヘノマ、ニ¹² 左手^ニ13 劍ヲ提^グテ、14 舞テハ沛公ニ近^ツキケリ。項伯沛公ガ空^ク15 伐^レん事ヲ

哀^レミテ、16 劍ヲ抜^キテ共ニ舞^フ。17 項羽ガ近^ツク18 時、必^ズ沛公ヲ¹⁹ 立^チ隱^シケリ。張良²⁰ 此^ノ事ヲ浅猿^ト見^テ、座ヲ立^チテ樊噲²¹ 大^ニ22 瞋^リテ項羽ヲ見^ル。頭^ノ23 髮^筋立^チ上^リ、眼

驚^テ、門ヲ入^ルニ、23 守門ノ兵²⁴ 禦^レ之^ヲケレバ、楯ヲ先立^テテ破^リ入^リヌ。幕ヲ褰^テ西^ニ25 向^テ立^テリ。大^ニ26 瞋^リテ項羽ヲ見^ル。頭^ノ27 髮^筋立^チ上^リ、眼

廣^クサケタリ。項羽恐^レテ劍ヲ取^テ腕^ヲ28 睨^キ、「何者ゾ」ト問^ヒケレバ、張良²⁹ ガ云^{ハク}、「沛公ガ臣³⁰ 樊噲^也也」ト答^ヘケリ。「サラバ³¹ 酒^勸めヨ」トテ、「斗

ヲ³¹ 入^ル盃^ニテ与^ヘタレバ、樊噲³² 悦^ビ氣色^ニテ事トモセズ吞^ミテケリ。32 蹠^ノ肩^ヲ着^キニ³³ 出^ダシタリケルヲバ、楯^ノ上^ニテ太刀ヲ³⁴ 拔^キテ切^リテ食^ス。猶^モ

飲^ムテンヤ」ト云^フト項羽云^フケレバ、「命ヲ失^フ兵^ヲ争^ヒ辞^シ申^サベキ。況^ヤ一斗ノ酒物ノ数^ニ侍^ラズ」トテ、眸^長裂^ケテ、瞋^立ル頬^魂、イブセク³⁵ 思

ハレケルニヤ、沛公事^ユヘナク³⁶ 通^レニケリ。37 忠盛^朝臣^モ此^ノ郎³⁸ 等^ユヘニ其^ノ夜³⁹ 恥辱^ヲ通^レケリ。

縫^殿の陣^黒戸^ノ御^所ノ辺^ニテ、怪^人コソ³⁸ 遇^ハタリケレ。忠盛^見咎^メテ、物^ヲバイハズ、一尺三寸ノ鞞^卷ヲ⁴⁰ 拔^キ、手^ノ内^ニ耀^様ナルヲ、髻^ノ髮

「剣を取て」。29〈蓬・静〉「ガ云」なし。30〈近〉「酒を」〈蓬〉「酒」〈静〉「酒」。31〈近〉「いゝの」。32〈近〉「しゝの」。33〈蓬・静〉「凜の」。34〈近〉「ぬいて」。35〈蓬・静〉「ぬきて」。36〈近〉「のかれにける」。37〈蓬〉「忠盛の朝臣も」。38〈近〉「すきたりけれ」。39〈近〉「みかためて」。40〈近・静〉「ぬき」。41〈近〉「ぬきて」。42〈近〉「ひとつあてはやと」。43〈蓬〉「一充あてはやなんと」。44〈静〉「一充あてはやなんと」。45〈蓬〉「者の」。46〈近〉「ひきたて給ひければ」。47〈近〉「ぬいて」。48〈近〉「誠に」。49〈近・蓬・静〉「おはしける」。50〈近〉「本より」。51〈近〉「しにたまへる」。52〈近〉「五せちと」。53〈蓬・静〉「清見原の帝」の右に「天武ノ御事也」と傍記。54〈近〉「もろこしの」。55〈近〉「五つ」。56〈近〉「闇を」。57〈近〉「とよのあかりと」。58〈近〉「ことをひきたまひしに」。59〈近〉「しんぢよ」。60〈近〉「きよはらの」。61〈近〉「清見原の」。62〈蓬・静〉「出されて」。63〈近〉「せんぢよの」。64〈蓬〉「さひすむ」。65〈蓬・静〉「ト」なし。66〈近〉「せんぢよ」。67〈近〉「こと成ふしなり」。68〈近〉「五せちと」。69〈近〉「しらうすやう」。70〈蓬〉「白薄様」。71〈蓬〉「厚染紫」。72〈静〉「ノ」なし。73〈近〉「ちくなと」。74〈近〉「せんぢよの」。75〈近〉「うつくしき」。76〈近〉「ノ」なし。77〈蓬〉「舞袖を」。78〈近〉「ひるかへす」。79〈近〉「うはかたに」。80〈近〉「かほ」。81〈静〉「ノ」なし。82〈近〉「五せち」。83〈近〉「よて」。84〈近〉「へいじは」。85〈近〉「すがめなりければ」。86〈近〉「尤」。87〈近〉「せんかたなく」。88〈近〉「せんかたなし」。89〈近〉「おほきなる」。90〈近〉「さしほこらしたりけるか」。91〈近〉「らつふの」。92〈蓬・静〉「さしたりけるか」。

【注解】○彼座ノ為躰、項伯ハ…「彼座ノ為躰」、『唐鏡』『史記』項鏡」と〈項〉とを引用し、その異同を見ていく。『唐鏡』が基本的に羽本紀（以下〈項〉）に見られない。こゝは、『唐鏡』〈項〉のように、は〈項〉によりながら、独自本文を形成している点、〈盛〉はその『唐項羽・項伯ハ…』と、項羽の名もあるべきところ『唐鏡』諸本の内、鏡』によりながらも、独自本文と省筆（以下引く『唐鏡』本文に付し彰考館本・蓬左文庫本は、「項羽伯ハ…」とする）。以下、該当部の『唐た波線部分は、〈盛〉の省筆と見られる部分）が見られること、〈盛

のその独自本文の形成に、〈項〉の本文が利用された形跡はないことを確認する。○対テ 校異1参照。『唐鏡』「対テ」。「対ムカフ」(名義抄)法下一四四2)。○垂父トハ項羽ガ憑タル兵也『唐鏡』「垂父ト云ハ、項羽カ憑タル者也」(八九頁)。〈項〉「垂父者范増也」。

○沛公ハ北ニ向ヒ、張良ハ西ニ向テ居タリケル『唐鏡』「沛公ハ北ニ向テヨリ、張良ハ西ニ向テ侍リ」(八九頁)。〈項〉「沛公北嚮坐、張良西嚮侍」(四五五頁)。○垂父玉玦ヲモタゲテ、項羽ニ目クバセス『唐鏡』同。〈項〉「范増數目項王、拳所佩玉玦」(四五六頁)。玉玦は、「腰につけている玉の飾り物。玦は玉の環の一部が欠けている意味で、その玦は決に通じ、沛公を撃殺する決意をせよと促した」(新釈漢文大系『史記』2—四五七頁)の意。『太平記』では、「太刀之柄」とする。次々項参照。○是沛公ヲ擊トノ心也『唐鏡』「是沛公ヲ打殺セト云心也」(八九頁)。〈項〉なし。「擊^なトノ」は、「擊^てトノ」とも訓める。校異6参照。○加様ニ三度マデスレドモ、大方不心得、不思寄『唐鏡』ほぼ同。〈項〉「以示^し之者三。項王默然不^レ応」(四五六頁)。〈盛〉『唐鏡』では、項羽は、玉玦を掲げる范増のサインの意を解し得なかつたとする。『太平記』諸本も同様、「帶ク所ノ太刀之柄ヲ拳テ、三度儘目加シヲシケレ共、項羽其心ヲサトラス、只默然トシテ居タリケル」(西源院本、八〇〇頁)。一方、〈項〉は、默然として応じなかつた(決意しなかつた)とする。○垂父座ヲ起テ、項莊ヲ招テ云、「項羽人ノ謀ニ随ズ『唐鏡』ほぼ同。〈項〉「范増起出、召^し項莊謂曰、君王為人^レ不忍」(四五六頁)。〈蓬・静〉の「項莊」は、「項莊」の誤写ないしは誤読。校異8参照。校異11・17も同様。○汝沛公ヲモテナス様ニテ、劍ヲ拔テ舞近付テ頸ヲ切。不然ハ我等還テ彼ガ可蒙攻」

ト云ケレバ『唐鏡』「汝入テ、酒モリニ祝事(する)様ニテ、劍ヲ拔テ、舞テ、ハテ方ニサリケナクテ、沛公ヲ打殺セ、不然者、我等カ輩、沛公ニ打レナンスト云」(八九頁)。〈項〉「若入前^レ為^レ壽、壽畢請以劍舞、因擊沛公於坐^レ殺之。不者、若属皆且^レ為^レ所^レ虜」(四五六頁)。もてなすは、歓待、饗応する意。この後を含めて、『唐鏡』との異同が目立つが、いずれも〈盛〉による省筆、改変か。○項莊替リ入テ、垂父ガ教ノマ、ニ左手ニ劍ヲ提テ、舞テハ沛公ニ近ツキケリ『唐鏡』「項莊還入テ、垂父カ教ノマ、ニスルニ」(八九頁)。〈項〉「莊則入^レ為^レ壽。壽畢、曰、君王与沛公飲。軍中無^レ以為^レ樂。請以劍舞。項王曰、諾。項莊拔劍起舞」(四五六頁)。「替リ入テ」は、『唐鏡』の「還入テ」が良い。〈盛〉がなぜ、劍を持つ手を左手とするのか未詳。○項伯沛公ガ空ク伐事ヲ哀テ、劍ヲ拔テ共ニ舞『唐鏡』「項伯ト云物、其座ニアリ、項羽カ一家ニテアレトモ、世ノ道理ヲ知テ、沛公カ空ク殺レン事ヲ憐テ、又、劍ヲ拔テ、舞ケリ」(八九〇頁)。〈項〉「項伯亦拔劍起舞」(四五六頁)。〈盛〉では、項伯は、前段に登場。「項羽一家ニ項伯ト云者、沛公ニ志アリケレバ、失ナキ由ヲ述テ」。

『唐鏡』では、先に「項羽(項)伯ハ東ニ対テヨリ」と記されるにも関わらず、ここで「項伯ト云物、其座ニアリ」とするのは不審。『唐鏡』は、前出「項羽伯」を項羽のみと解釈して、項羽と項伯の併記とは考えていなかったか。○項莊ガ近ツク時、必沛公ヲ立隱シケリ『唐鏡』「サリケナクテ、沛公ヲ立隱シテ、打セス」(九〇頁)。〈項〉「常以^レ身翼蔽沛公。莊不^レ得擊」(四五六頁)。○張良此事ヲ淺猿見テ、座ヲ立テ樊噲ニ語タル『唐鏡』「張良此事ヲ見ルニ、淺猿クテ、座ヲ立テ、門へ出テ、樊噲ト云物ニアフ、樊噲ハ沛公カ憑タル物也、今

日ノ事ハイカ、成ヌルト云ニ、沛公今ハ叶マシキニコソトイヘハ」(九〇頁)、〈項〉「於是、張良至軍門、見樊噲」。樊噲曰、今日之事如何。良曰、甚急。今者項王拔劍舞。其意常在沛公也」(四五七頁)。「唐鏡」では、樊噲は、先に、「樊噲、張良、諫申ケレハ」と登場(盛)も同。しかし、前々項と同様に、ここも傍線部のように記すのは不審。盛はそうした不整合を改めている。○樊噲大ニ驚テ、門ヲ入ニ『唐鏡』「樊噲大ニ驚テ、今ハ限ニコソ、我同所ニシナント云テ、門ニ入ルニ」(九〇頁)、〈項〉「噲曰、此迫矣。臣請入与之同命。噲即帶劍擁盾入軍門」(四五七頁)。この前後、『唐鏡』に比べて、〈盛〉の省筆が目立つ。○守門ノ兵禦之ケレバ、楯ヲ先立テ破入又『唐鏡』「固メタル者、イカニ荒涼ニハ入ソトテ、制スルニ、楯ヲ持テ、固タル物ヲ突落テ、押入ヌ」(九〇頁)、〈項〉「交戟之衛士欲止不内。樊噲側其盾、以撞衛士仆地。噲遂入」(四五七頁)。○幕ヲ褰テ西ニ向テ立リ。大ニ瞋テ項羽ヲ見『唐鏡』ほぼ同、〈項〉「披帷西嚮立、瞋目視項王」(四五七頁)。「唐鏡」〈項〉によれば、項羽は、東に向かって座っていた。項羽と対面する形。○頭ノ髮筋立上、眼広サケタリ『唐鏡』「頭ノ髮スチコトニ豎、目ヲ見張タレハ、眸皆サケタリ」(九〇頁)、〈項〉「頭髮上指、目眦盡張」(四五七頁)。○項羽恐テ劍ヲ取テ跪キ、…「沛公方臣樊噲也」ト答ケリ『唐鏡』ほぼ同、〈項〉「項王按劍而跽曰、客何為者。張良曰、沛公之參乘樊噲者也」(四五七頁)。○「サラバ酒勸ヨ」トテ、一斗ヲ入ル盃ニテ与タレバ、樊噲悦氣色ニテ事トモセズ吞テケリ『唐鏡』「酒ノマセヨトテ、一斗入盃ニテ、酒ヲノマス、樊噲喜フマネニシテ、事トモセズ、立ナカラ飲ツ」(九〇頁)、〈項〉「項王曰、壯士。賜之

卮酒。則与斗卮酒。噲拜者謝起、立而飲之」(四五七、四五八頁)。○跪ノ肩ヲ着ニ出タリケルヲバ、楯ノ上ニテ太刀ヲ抜テ切テ食ス『唐鏡』「項羽着タマヘト云ニ、跪ノナマシキカタ、一トラス、樊噲楯ヲ地ニ打伏セテ、跪ノカタヲ、太刀ヲ抜テ、切テ、クウ」(九〇、九一頁)、〈項〉「項王曰、賜之跪肩」。則与一牛跪肩。樊噲覆其盾於地、加跪肩上、拔劍切而啗之」(四五八頁)。「唐鏡」の波線部は、そのほとんどが〈項〉による。その部分を、〈盛〉は省筆する。「跪井ノコ」(名義抄)「僧下七三二」。○「猶モ飲テンヤ」ト項羽云ケレバ『唐鏡』「項羽余ノヲソロシサニ、又ユ、シキ武者ト云テ、又ノミテンヤト云ニ」(九一頁)、〈項〉「項王曰、壯士。能復飲乎」(四五八頁)。○「命ヲ失共、争辞シ申ベキ。況一斗ノ酒物ノ数ニ侍ラス」トテ『唐鏡』「樊噲カ云、命モ召トテモ、辞申ヘキニ非ス、マシテ、一斗ノ酒、物数ニ侍ラス」(九一頁)、〈項〉「樊噲曰、臣死且不避。卮酒安足辞」(四五八頁)。ここまでは、『唐鏡』〈項〉と一致する記事。○眸長裂テ、瞋立ル頬魂…〈盛〉独自の表現。『唐鏡』〈項〉では、主沛公の功臣ぶりを讃える樊噲の弁舌が続き、その後劇に立った沛公は、樊噲と共に逃れ去ったとする。○縫殿陣黒戸ノ御所ノ辺ニテ 縫殿陣(朔平門)か黒戸の御所(清涼殿の北)の辺りでの意か。双方距離が離れている。縫殿陣は、黒戸の御所に近い滝口の陣の誤りとも考えられるが、次に見るように、十一月中の丑・寅・卯・辰の四日間行われた五節のうち、寅・卯の日には、殿上人達は、清涼殿から縫殿陣をめぐり、五節所に向かったりした。「寅日殿上の淵醉あり。…御ゆ殿のはざまより下において、北のちん(縫殿陣)をめぐりて、五節所にむかふ」(『建武年中行事』群書類従)、「寅の日は又殿上の

淵醉漸はじまりて……北の陣をわたりつつ、渡殿を経てや廻らむ」
 『拾遺集』「五節本」中世の文学、「新院の御賭物には、亀山殿にて、
 五節のまねに、舞姫・童・下仕へまでになされけり。上達部、直衣に
 衣出だして、露台の乱舞・御前の召し・北の陣・推参まで尽くされ侍
 けるとぞうけ給し」（大系本『増鏡』三三四頁）。舞姫の控える五節所
 は、常寧殿の四隅に置かれた（『今昔物語集』卷二八—四、『兵範記』
 仁安元年十一月十三日条等）。ただし、これらの記事は五節の寅の日
 に行われた御前の試みについて記したもので、〈盛〉の設定である豊
 明節会が行われた辰の日とは異なる。正規の内裏図においては、黒戸
 と朔平門（北陣＝縫殿陣）はかなり距離があるが、「土御門烏丸内
 裏推定復原図」（川本重雄）によれば、土御門内裏においても黒戸が
 清涼殿の北辺に位置したと仮定すると、北陣＝縫殿陣とはそれほど離
 れてはいない。ただし、川本氏は朔平門を北陣とは区別して「東面北
 小門」に指定されており、北陣と朔平門のどちらを縫殿陣と称したか
 疑問を残している。ただし、縫殿陣の呼称が「陣」に起源するもので
 あるということから考えると北陣の可能性が強いものと考えられる。
 なお、黒戸は清涼殿と弘徽殿を結ぶ廊のあたりを指すが、このあたり
 黒戸方においては「種々雑御遊」（『中右記』康和五年十二月十二日
 条）、「御遊」（『中右記』長治元年正月二十四日）、「雑御遊、神楽・風
 俗」（『中右記』長治元年十一月十二日）、「神楽遊事」（『中右記』長治
 元年十一月二十七日）などであるように各種の御遊が催された。また、
 「黒戸に殿上人いと多く居たる」（『枕草子』第一〇一段）、「殿上人ど
 も黒戸にて碁を打ちける」（『徒然草』第二三〇段）等とあるように、
 殿上人たちがくつろぐ空間でもあったらしい。○怪人 この後に、

秀成が、闇討の張本と記される。○一尺三寸ノ鞘巻 先に「装束ノ
 上横タへ指テ」と記されていた「黒鞘巻」のこと。この後に、「刀」「殊
 二大ナル黒鞘巻」「オホ刀」「腰刀」「腰ノ刀」「上ハ黒塗ノ鞘巻、中ハ
 木刀ニ銀薄ヲ押タリ」と記される。「刀はさや巻ともいふ、又腰刀とも、
 こしの物とも云、又さう巻ともいふ、長さ六七寸より八九寸迄なり」
 『軍用記』卷四・刀に見るように、一尺三寸の鞘巻はかなり大きい。
 「殊二大ナル黒鞘巻」「オホ刀」とは、そうした意識の反映であろう。
 しかし、『延全注釈』（卷一—一八頁）は、『武家名目抄』や『法曹
 至要抄』を引いて、「一尺三寸」は、懐中する刀の標準の寸法の一つ
 だったとする。なお、〈盛〉で大きさの判明する腰刀は、他に二本。一
 尺余（文寛）、七寸五分（巴）。○糞 糞は、糞の俗字。○勘解由
 少路中納言経房卿、其時八頭弁ニテ 勘解由（かげゆ）は、（か）と（ゆ）の二音より小路
 の南に居を構えていたことからの呼称。光房の子吉田経房をいうが、
 経房の頭弁任官は、治承三年（一一七九）十月十日のこと。長承元年
 当時の頭弁は、源師俊。経房の中納言任官は、元暦元年（一一八四）
 九月。卷四十六「吉田経房卿廉直」に、「吉田中納言経房卿ヲバ、其
 比ハ勘解由少路中納言ト云キ。廉直ノ姓世ニ頭シ、忠貞ノ誉無隠」
 と称揚される。〈延〉「ウルハシキ人」（卷十二—二三才、〈寛〉も同じ）、
 〈屋〉「直シキ人」（八九八頁）とあるように、経房は廉直な人物とし
 て描かれている。今回の結構の張本を批判するところも、そうした認
 識に基づいている。○花ヤカニ装束シタル者 『今昔物語集』卷
 二十八「尾張守□五節所語第四」に、「殿上人・藏人ノ出シ掛ヲシ、
 織物ノ指貫ヲ着、様々ニ装ゾキテ通ルヲ」（新大系5—一九六頁）と
 あるように、五節の時、殿上人達は華やかに着飾っていた。その中で

も、秀成は、ひときわ目立って着飾っていたとも読める。とすれば、こうした描写は、秀成をこの後嘲笑的に描くための伏線とも解しうるか。○刀ヲ抜テ我ヲキラントシツルガ 先に「一当々バヤ」とあった。『今昔物語集』には、刀の機能として、「切ル」が二例、喉を「掻切ル」が一例見られるが、中世の刀は、基本的に「突く」または「さす（差す・指す）」もの（近藤好和）。○自火 もともとは自宅からの出火の意だが、〈日国大〉は、〈盛〉のこの用例を引き、「自分の神経から起こした苦惱」（6—149七頁）と解する。他の用例未見。○中宮亮秀成 『参考源平盛衰記』が考証するように、父秀俊とともに未詳。〈尊卑〉〈補任〉にも見られず虚構と考えられよう。中宮亮は『官職秘抄』に「華族、四位諸大夫、或公達、或大業者任」之、『職原抄』に「名家四位中沢 其人 任之、知識中之諸事故也」とあるように中世においては名家の資格の貴族の就任する地位であった。しかし、摂関期においては大江清通（『小右記』長保元年九月十日条）や高階明順（『小右記』長保元年十一月十六日条）のように大江氏や高階氏でも就任する場合があった。古い時代には、より実務が重視された証拠であろう。また、「今朝正四位下行中宮亮高階朝臣公俊卒去、依有「事縁」補当时中宮亮也」（『中右記』承徳元年閏正月十六日条）とあるように「事縁」すなわち、中宮もしくはその周辺との縁故関係がある者が選ばれているようであり、さらに藤原定頼が「可奉 仕賀茂祭使」（『小右記』長和五年三月七日）という理由で任命されたり、源高実が「祭除目」の一環として任命されるなど賀茂祭において注目される存在であったことなど、中流貴族にとってはなかなか魅力的な官職であったようである。それゆえ、それ以上に出世の勢いのある忠盛を嫉む官

職として設定されたのではないだろうか。○抑五節ト申ハ、昔淨見原帝御宇ニ… ここで五節由来話を引くことは、他に〈延・長〉にも見られるが、〈延〉は、巻五—三五、〈長〉は巻十一、〈盛〉は巻二十四にも、大嘗会が行われず、新嘗会で五節だけが行われた記事の中で、五節由来話を重出させる。○唐土ノ御門ヨリ崑崙山ノ玉ヲ五進給ヘリ 「唐土」は「唐土」の誤り。「唐土」でモロコシと読まれている。五節由来話は、『本朝月令』の他、『江家次第』『政治要略』『江談抄』『袋草子』『十訓抄』等に見えるが、いずれも崑崙の玉説話を記さない。『平家物語』諸本の中で、崑崙の玉説話を記すのは、他に〈延〉。〈延・盛〉では、「崑崙山の玉」によって、天武天皇が仙女の五節の舞を明視し、これを地上に写し留めた宮廷行事における歌謡「白薄様…」の起源として語る（横井孝）。○暗「暗 ヤミ」（〈名義抄〉）仏中九二五。○是ヲ豊明ト名付タリ 豊明の語源は、酒を飲んで顔の火照ることを言うが、平安期以降には、「豊明」の「明」字を字義どおりの「光」の意に解することが一般に行われていた。また、崑崙の玉説話の伝承を介することによって、豊明起源説話と、五節の歌の「唐玉」とは結びつく（横井孝）。○天武天皇芳野河ニ御幸シテ御心ヲ澄シ琴ヲ弾給シニ、神女空ヨリ降下リ… 〈延〉のみ「其比又唐土ノ商山ヨリ仙女五人来テ」とする。なお、〈延〉の巻五や、〈長・盛〉の重出する五節由来話、五節由来話を乗せる『本朝月令』等は、総て天武天皇が吉野川御幸時の琴弾の折、神女が天下ったという音楽奇瑞譚。○彼舞ノ手ヲ摸ツ、雲ノ上人舞トカヤ 〈延〉同。「摸 ウツス」（〈名義抄〉）仏下本五五6。○筆ノ軸ヤ」トハヤス也 校異73参照。〈近〉「筆ノ軸ナド」、〈長〉「筆のぢくなどこそはやすに」が正しけ

れば、「ヤ」は、「ナ」の誤りとなる。「筆ノ軸ヤ」で正しければ、「ヤ」は間投助詞か、あるいは「筆ノ軸、ヤ」トハヤス也」とすべきか。〈校注盛〉一九頁頭注に引く「ともゑかいたる筆のちく、やれこととう」と（綾小路俊量卿記）の傍線部に該当するか。○厳キ 校異75参照。〈校注盛〉は、「うつくし」とルビを振る。〈延〉「ウスクウツクシキ」。

○上方ニ 校異79参照。〈延〉「上サマニ」。○兒 校異80参照。○兒カタチ（名義抄）仏中一〇四一。「マキアゲタルカタチニ」（延）。

○五節宴酔ノ肩脱ニハ、必カクハヤスヲ 五節の淵酔に、白薄様が囃されたことは、『建礼門院右京大夫集』三三三の詞書にも確認できる。「五節の頃、霜夜の有明に、宮の御方の淵酔にて、白薄様などのこゑ聞ゆるにも、…」。〈盛〉では、五節の淵酔の折には、必ず「カク」、このように白薄様が囃されるのだがの意となる。一方、〈延〉には、「…「巻アゲノ筆」トハヤシキ。サレバ舞人ノ形アリサマヲ、ハヤスベキ事ニテゾ有ケル。而ニ「スガメナリケリ」トハヤサレテ」とある。つまり、〈延〉では、五節起源説話に見る仙女は、その形ありさまが人々に囃されたように、五節の舞の囃子は、その舞い手の形ありさまが囃されるべきであったという。「而ニ」、忠盛は、「スガメナリケリ」と囃されたとする（早川厚一）。○御前ノ召ニ依テ、忠盛ノ舞ケル時ニ 〈延〉「御前ニ召シアリテ、忠盛朝臣被參ケルニ」。御前の召は寅の日にも行われたが、ここでは辰の日の豊明節会の後に行われたもの。御前の召して朗詠・乱舞が行われた場所について、二説あり。「紫宸・仁寿両殿の間の露台」（新大系『平家物語上』七頁）、「清涼殿の広庇」（全注釈『平家物語上』五三頁）。新大系の注は、「辰日とよのあかりの節会なり。…せちゑのほど露台の乱舞あり」（『建武年中行事』、

「五夜の節会のけふの名残：露台の乱舞も終ぬれば」（『拾遺集』「五節本」など）に見られる「露台の乱舞」によったものか。ただし御前の召しでの舞が、「露台の乱舞」であったとは言えない。淵酔は「正月・五節、または臨時の大礼の後、殿上人を清涼殿に召して催された酒宴をいう。淵酔は「えんすい」ともいい、語義は深く酔うことで、節会などの恒例的公宴とは異なり、臨時的私宴の性格を有した」（『有職故実大辞典』吉川弘文館）。とすれば全注釈のように「清涼伝の広庇」とするのが妥当か。○最興アリテゾ聞エシ 〈盛〉の独自本文。侮辱的な囃子言葉に堪えて、五節の場から退場せざるをえない忠盛に寄り添う形で話を進める諸本では、こうした話末評語は考えがたい。〈盛〉では、忠盛を活写しながらも、一方で囃子言葉を臨機応変に替えて囃した殿上人達をも賞賛する。こうした〈盛〉の描き方は、〈盛〉に特徴的な「いづれもとどり」という視点と重なるか。後出の「兼家三妻錐」の記事でも、忠盛に同情的な意見と殿上人の囃を肯定する視点とが並記される。なお、〈四・闘・延・長・南・屋・覚〉は、この後に、忠盛が、「伊勢平氏はすがめなりけり」と囃されたその理由を記すけれども、〈盛〉は少し後の早鬼譚の後に置く。同記事の注解「忠盛ハ、桓武天皇ノ御苗裔…」参照。○忠盛身ノカタワヲ謂レテ 形ありさまでではなく、目の眇という欠陥を言われたことを指す。○乱舞ノ時モ猶サシタリケリ 〈延・長〉でも、「着座ノ始ヨリ乱舞ノ終マデ、束帶ノ下ニ」刀を指していたとするが、「傍輩ノ雲客此ヲ見テ、恐惶ノ心アルナラバ、闇討ハセザラマシノ謀也」（〈延〉巻一―一七ウ）と記すように、示威行動により、闇討を未然に防ぐためのものであった。〈盛〉ではそうした示威行動ばかりか、刀を主殿司に預ける際、「後ニ

必尋アルベシ」と言っていることからしても、示威行動を執拗に繰返し、その刀を本物の刀であるように見せつけることによって、殿上

人達に、この後、訴えさせるための伏線としても読めるか。

【引用研究文献】

* 川本重雄「土御門烏丸内裏の復原的研究」（日本建築学会論文報告集三三五、一九八四・1）

* 近藤好和『中世的武具の成立と武士』（吉川弘文館二〇〇〇・3）。第二章。

* 早川厚一『平家物語』「殿上の闇討」話の先例説話―延慶本の上代・末代について―（国語と国文学、一九九三・6。改稿の上、『平家物語を讀む』和泉書院二〇〇〇・3再録）

* 横井孝「平家物語と五節由来説話」（十文字中・高等学校紀要四号、一九八二・3）

未御遊モ終はラザルニ、退出ノ次でニ、火ノホノ暗キ影ニテ、¹オホ刀ヲ抜き出シ、鬘ニスハリノト²引当ケレバ、火ノ光ニ³耀合ヒテキラメケレバ、殿上ノ人々皆⁴見レ之。忠盛⁵如此⁶シテ、出様ニ紫宸殿⁷ノ後ニテ、主殿司ヲ招寄、腰刀ヲ鞘ナガラ抜き、「後ニ必尋アルベシ。儘ニ預ケン」トテ出ニケリ。家貞⁸主ヲ待受けテ、「イカニ」ト申しケレバ、有⁹ノ儘ニ語ラバ假事スベキ者ナレバ、「別ノ事ナシ」トツ答ヘケル。⁷五節以後公卿殿上人、一同ニ訴申サレケルハ、「忠盛サコソ重代ノ弓矢取ナランカラニ、加様ノ雲上ノ交リニ、殿上人タル者、腰刀ヲ差し頭條、傍若無人ノ振舞也、雄劍ヲ帶シテ、公庭ニ座列シ、兵杖ヲ賜テ宮中ヲ出入スル事ハ、格式ノ礼ヲ定メタリ。而ヲ忠盛或は相伝ノ¹²郎等ト号シテ、¹³布衣ノ兵ヲ殿上ノ小庭ニ召置、或は¹⁴其ノ身腰ノ刀ヲ横ヘ差シテ、節会ノ座ニ列ス、希代ノ狼藉也。早く御札ヲ削テ、可レ被¹⁶解官停任¹⁷由¹⁷被¹⁷申タリ。二五¹⁵上皇ハ、群臣ノ列訴ニ驚思し召シ、忠盛ヲ召シテ有¹⁸御尋¹⁸陳¹⁹申ケルハ、「¹⁸郎徒¹⁹小庭ニ伺候ノ事、²⁰不²¹存知仕²¹。但²²近日人々被²³相²³構²³子細依²⁴レ有²⁴其²⁴聞²⁴。年来ノ家人、為²⁵レ助²⁵其²⁵難²⁵。忠盛ニ不²⁶知²⁶シテ推參罪科²⁶可²⁶有²⁶聖斷²⁶。二²⁷次ニ刀ノ事、主殿司ニ預²⁸置候²⁸。被²⁹召²⁹出²⁹依²⁹美²⁹否²⁹。答³⁰御左右アルベキ歟」ト奏シケレバ、「²⁷誠ニ有²⁷其²⁷謂²⁷」トテ、件ノ刀ヲ召シ出シテ、²⁸及³¹二³¹觀覽³¹。上ハ²⁹黒漆ノ鞘卷、中ハ³⁰木刀ニ³¹銀簿ヲ押しタリ。「為³²レ遁³²当座之恥³²横³²ヘ差シタレ共、恐³³レ後日之訴³³。木刀ヲ構ヘタリ、用意之鉢神妙也。郎從小庭ノ推參、武士ノ郎等ノ習歟。死³⁴存知³⁴之由申上ハ、忠盛ガ咎ニアラズ」ト、³⁵還テ預³⁵二³⁵觀感³⁵一ケリ。

二³⁶六³⁶周³⁶の成王³⁶ノ忠臣³⁶ニ、キリウト云³⁷兵アリ。依³⁷二³⁷勸賞³⁷一、位至³⁸丞³⁸相³⁸。早鬼大臣ト云³⁹。代ヲ治³⁹テ人ヲ憐³⁹ム事、頗⁴⁰君王ノ如クナリケレバ、御気色⁴¹超⁴¹世⁴¹に、恩賞⁴²傍輩⁴²ニ過⁴²タリ。群臣⁴³妬⁴³之⁴³、亡⁴⁴サント思⁴⁴共、猛⁴⁵キ人ニテ、折⁴⁵ヲ得ズ。臣下⁴⁶内議⁴⁶シテ、皇居⁴⁷ニ⁴⁸古文⁴⁸ト云⁴⁸御遊ヲ始テ、其⁴⁹の中ニシテ闇打ニセント支度ス。彼⁴⁹の大臣ノ武具ヲ制センガタメニ、衛府ノ太刀ヲ禁斷ス。早鬼⁴⁷先立⁴⁷テ⁴⁸存知⁴⁸シケレバ、我身并⁴⁹ニ相⁴⁹從⁴⁹輩⁴⁹ニ⁵⁰木劍ヲ持⁵⁰シメ、殿上ニ⁵¹交⁵¹ル。大臣ノ⁵²氣色⁵²アタリヲ⁵³扨⁵³テ、嗔⁵⁴レル有⁵⁴様也ケレバ、⁵⁵存知⁵⁵シニケリトテ、其⁵⁵の夜ノ⁵⁶乱⁵⁶ヲ⁵⁷止⁵⁷メケリ。雲

客後日ニ參内シテ、「当座一同ノ不與僉議、論言非違背哉。殿上ニ用又雄劍ヲ帶シテ、大家ノ党ニ交々條、例ヲ乱ル所也。尤罪科重シ、早ク罪セラルベキヲヤ」ト訴へ申しケレバ、公驚思し食シテ、早鬼大臣ニ御尋アリ。大臣陳ノ言ニ申シク、「雲客腰ニ太刀ヲ付、忠臣手ニ雄劍ヲ提ハ、是国ヲ鎮、所奉守レ公也。何ゾ清君ノ祈ニ、文ノ節会ヲ立テナガラ、劍ヲ可被レ誠哉。然而与二一同之僉議、実ノ刀ヲ止トイへ共、忠臣ハ大内ヲ助ケント謀ヲ廻シテ、木ノ劍ヲ構タリ」トテ、件ノ劍ヲ召シ寄テ及二觀覽一ケリ。公大ニ御感アリテ、実ニ帝ヲ助ル忠臣也トテ、不及罪科ノ沙汰。懸ケレバ天下悉ク重シ、雲客皆靡テ、偏執ノ思、オダシクシ、賢臣ノ誉レ仰ケルトカヤ。異国本朝・上古末代異ナレ共、事ガラ実ニ相同。忠盛此ノ事ヲ模シテ、加様ニ思、寄ケルニヤト、嘆又人コソナカリケレ。69。

忠盛ハ、桓武天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ハ無下ニ打下テ官途モ浅ク、71 近来ヨリ都ノ住居モウトシク、常ハ伊賀伊勢ニノミ居住セシ人ナレバ、此ノ一門ヲ伊勢平氏ト申ケルニ依テ、彼國ノ器ニ准テ、忠盛右ノ目ノ眇タリケレバ、「76 伊勢平氏ハスガメ也ケリ」トハ、ヤシケルニコソ。

【校異】 1 〈近〉「太刀を」、〈蓬〉「太刀を」、〈静〉「大刀を」。 2 〈蓬・静〉「引ければ」。 3 〈蓬〉「輝あひて」。 4 〈近〉「みてけり」、〈蓬〉「みる」、〈静〉「見る」。 5 〈蓬・静〉「かくして」。 6 〈近〉「あるしを」の右に「しう」と傍記、〈蓬・静〉「主を」。 7 〈近〉「五せち」、〈蓬〉「五節」。 8 〈蓬〉「者」の、〈静〉「もの」、〈延〉「者ノ」。 9 〈近〉「くていに」、〈蓬〉「公庭に」、〈静〉「公庭に」。 10 〈近〉「かくしきのれいを」、〈蓬〉「格式礼を」、〈静〉「格式礼を」。 11 〈蓬・静〉「しかるに」。 12 〈蓬〉「郎従と」、〈静〉「郎従と」。 13 〈近〉「ほういの」、〈蓬〉「布衣の」、〈静〉「布衣の」。 14 〈近〉「其身」なし。 15 〈近〉「けづつて」、〈蓬・静〉「けつりて」。 16 〈近〉「けつくはん」。 17 〈近〉「申されけり」。 18 〈近〉「らうじう」、〈蓬〉「郎従」、〈静〉「郎従」。 19 〈蓬〉「小庭の」、〈静〉「小庭の」。 20 〈近〉「そんなしつかまつらす」、〈蓬〉「存つかまつらす」。 21 〈近〉「あひかへらるゝ」。 22 〈近〉「ねんらいの」、〈蓬〉「年来の」。 23 〈近〉「せいたんあるへき」、〈蓬〉「聖断にあるへし」。 24 〈近〉「ついでに」、〈蓬〉「次に」。 25 〈近〉「をき候」、〈蓬〉「置て候」、〈静〉「をきて候」。 26 〈近〉「めし出され」、〈蓬・静〉「めし出されて」。 27 〈蓬〉「誠」。 28 〈近〉「およふに」。 29 〈近〉「くろぬりの」、〈蓬・静〉「黒漆の」。 30 〈近〉「きがたなに」、〈蓬〉「木刀に」。 31 〈近〉「ぎんばくを」、〈蓬〉「銀薄を」、〈静〉「銀薄を」。 32 〈近〉「のかれんが」、〈蓬・静〉「のかれん」。 33 〈近〉「きかたなを」、〈蓬〉「木刀を」。 34 〈近〉「そんななきよし」、〈蓬〉「存なきのよし」、〈静〉「存知なきのよし」。 35 〈近〉「かへつて」、〈蓬〉「返て」、〈静〉「返て」。 36 〈近〉「ノ」なし。 37 〈近〉「けんしやうによて」、〈蓬・静〉「勳賞によつて」。 38 〈蓬〉「政」、〈静〉「政」。 39 〈蓬・静〉「あはれふ事」。 40 〈近〉「けしき」、〈蓬〉「気色」。 41 〈近〉「こえ」、〈蓬〉「越て」、〈静〉「越て」。 42 〈近〉「そねみ」、〈蓬・静〉「妬て」。 43 〈近〉「なひくきして」、〈蓬〉「内議して」、〈静〉「内議して」。 44 〈蓬〉「古石文と」、〈静〉「古石文と」。 45 〈蓬〉「大臣の」。 46 〈近〉「さうき大臣」。 47 〈近〉「さきになつて」、48 〈近〉「そんなしければ」、〈蓬〉「存しければ」。 49 〈近〉「きかたなを」、〈蓬・静〉「木剣を」。 50 〈蓬〉「ましける」。 51 〈近〉「きしよく」、〈蓬〉「気色」、〈静〉「け色」。 52 〈近〉「はらつて」、〈蓬〉「払て」、〈静〉「払て」。 53 〈近〉「そんなしにけれとて」、〈蓬〉

「存しにけりとて」。54〈近〉「みたれを」、〈蓬〉「乱を」。55〈近〉「と、めけれ」、〈蓬〉「止けり」、〈静〉「止けり」。56〈近〉「あたはず」、〈蓬〉「くみせるは」、〈静〉「くみせざるは」。57〈近〉「おさむるところ君をまもりたてまつるなり」、〈蓬〉「鎮公を守り奉所也」。58〈蓬〉「立なから」。59〈近〉「しかうして」、〈蓬〉「然とも」、〈静〉「然れとも」。60〈近〉「世一とうのせんき」。61〈蓬〉「木剣を」。62〈近〉「てん」。63〈近〉「おもんし」、〈蓬〉「おもくし」、〈静〉「重し」。64〈近〉「なひき」。65〈近〉「へんしゆの」、〈蓬〉「偏執の」、〈静〉「偏執の」。66〈近〉「をたしくし」、〈蓬・静〉「をたをし」。67〈近〉「ト」なし。68〈近〉「ほめぬ」、〈蓬・静〉「嘆せぬ」。69〈蓬・静〉「本説可尋」。70〈近〉「うちくだつて」、〈蓬〉「打くたりて」、〈静〉「打下りて」。71〈近〉「ちかころ」、〈蓬〉「近來より」。72〈蓬〉「バ」なし。73〈近〉「いせへいぢと」、〈蓬〉「伊勢平氏と」。74〈近〉「なそらへて」、〈蓬〉「准へて」、〈静〉「准へて」。75〈近〉「すかみたりければ」、〈蓬〉「眇たりければ」、〈静〉「眇たりければ」。76〈近〉「いせへいぢは」、〈蓬〉「伊勢平氏は」。77〈近〉「ハ」なし。

【注解】○未御遊モ終ラザルニ、退出ノ次ニ：御遊の途中に退出したとするのは他に、〈四・延・長・南・屋・覺〉。但し、〈四〉等では、「忠盛思、心憂無ト可何為之様也」(〈四〉)、「スガメナリケリトハヤサレテ」(〈延〉)、「忠盛イカニスベキ様モナクテ」(〈屋〉)と記されるように、御前の召しでの舞の折、「伊勢平氏はすがめなりけり」と人々に囃されたため、忠盛は、苦々しい思いで御遊の途中に退出したと読めよう。その点、〈盛〉では、退出の途中に、刀を火の側で抜き、鬢に引き当てているように、その場にいたたまれなくなつて退出したとは読めない。次項の注解参照。○火ノホノ暗キ影ニテ、オホ刀ヲ拔出シ：該当記事を記すのは他に、〈鬮・延・長・南・屋・覺〉。これらの記事では、家貞祇候の件を記し、「人々由ナシトヤ思ハレケム、其夜ノ闇討セザリケリ」と記した後、「其上」として当該記事を引く〈延〉や、当該記事の後に、「傍輩のうんかく是を見ておそれをの、く心あらば、やみうちはせられじとの籌となり」(1—3頁)と記す〈長〉や、「是等ヲ由ナキトヤ思ハレケン、ソノ夜ノ闇討ハナカリケリ」(1—9頁)と記す〈南〉に明らかかなように、闇討を謀る殿上人等を牽制

するための、忠盛の示威行動として読めよう。その点、〈盛〉は、これ以前の記事で、家貞の祇候と忠盛の示威行動とにより、「人々事ガラ尤シトヤ被思合ケン、其夜ノ闇討ハナカリケリ」と既に記しているわけだから、ここは、忠盛の単なる示威行動とは読みがたい。この後に、主殿司に、「後ニ必尋アルベシ」と言つて腰刀を預けているように、殿上人等に忠盛の帯刀を訴えさせるためのデモンストレーションとも読めるか。なお、「オホ刀」とは、前段の注解「一尺三寸ノ鞘巻」に見たように、「殊ニ大ナル黒鞘巻」のこと。〈近・蓬〉は「太刀」とするが、〈底・静〉の「大刀」が良い。○火ノ光ニ耀合テキラメキケレバ、殿上人々皆見之 〔延・長・南・屋・覺〕では、「余所目ニハ、氷ナドノ様ニゾ見ケル。彼ト云、是ト云、アタリヲ払テミエケレバ、由ナクゾ思ハレケル」(〈延〉一八ウ)のようにある。「氷ナドノ様」とは、揺らめく灯を反射し、冷たくきらめく鋭利な刀の譬喩である。その光を見た殿上人等は、怖じ気づき闇討を中止する。一方、〈盛〉の場合は、「殿上人々皆見之」とあるように、忠盛の帯刀を人々に確認させ、訴えさせるための便法のように読める。○紫宸殿ノ後

ニテ、主殿司ヲ招寄（四・闘・長・南・屋・覚）の紫宸殿の「御後」が良い。五節の次第については所功（皇位の継承儀礼）「北山抄」を中心に、「国文学解釈と鑑賞別冊 平安時代の文学と生活 平安時代の儀礼と歳事」平3・12）に詳しいが、豊明節会は本来豊楽殿で行われていたものが後に紫宸殿で行われるようになった。「禁秘抄」には「御後節会日（部を）下。只時万人乍着查往反。節会日ハ不着查往反」とあり、〈全注釈〉は「こは節会の日殿上人の御装所とされた」と説明する。なお、『禁秘抄』主殿司の項には「今不取侍臣脱沓裏無。候殿上沓脱。不入御所」とある。御後が節会に際して殿上人の御装所であること、主殿司の職掌からみて、平家諸本がこの場所を御後とするのは妥当か。さらに〈盛〉が常に殿上人の目を意識して振る舞っていることを踏まえるならば、御後が淵酔の行われている広廂から見える位置にあることも重要な要素であったか。○後ニ必尋アルベシ。慥ニ預ケン「後ニ必尋アルベシ」とするのは、〈盛〉の独自本文。これにより、これまでの忠盛のパフォーマンスが、殿上人達に忠盛の帯刀を訴えさせることを目的としたものであったことが分かる。一方、殿上人達が見守る中、刀を主殿司に預けたとするのが、〈闘・長・屋・覚〉。○家貞主ヲ待受テ、「イカニ」ト申ケレバ 忠盛が、御遊の途中で退場してきたことに不審を感じた家貞が尋ねたのだから。○有ノ儘ニ語ラバ僻事スベキ者ナレバ 忠盛が、「別ノ事ナシ」と家貞に答えた理由を、「面目ナキ事ナレバ」とするのが、〈延〉。〈四・闘・長・南〉は、特にその理由を記さないが、忠盛が退出する場面で、「心ウシトハ思ハレケレドモ、イカニスベキ様モナクテ」（〈南〉上十九—一〇頁）と記すように、〈四・闘・長・南〉においては、忠

盛の苦衷が略述されていると読むべきか。〈盛〉と同様に記すのが、〈屋・覚〉。二ツツル物ナラバ、只今何クマデモ切上ラムズル者ニテ有間（〈屋〉一〇—一一頁）。〈盛〉の場合、家貞は、「事ノ様、実ニ主コトテアハ、堂上マデモ可切上ニ類魂也ケル上ニ」（一六頁）と紹介されていたし、冒頭の注解にも見るように、忠盛は、いたたまれなくなつて殿上から退出したようにも読めないことからすれば、語り本に見る家貞像を引き継ぐのであろう。○忠盛サコソ重代ノ弓矢取ナランカラニ〈延〉同。忠盛は、いくら先祖代々の武士であるからと云つての意。○公庭「おおよけの儀式の場所。朝廷」（日国大）。「くてい」（『頓要集』第五十九官所部・易林本節用集』五七五頁）「こうてい」（『文明本節用集』六七八二）の両訓あり。〈四・闘・延・長・南・屋・覚〉「公宴」。○格式ノ礼ヲ定タリ 〈四・闘・延・長・南・屋・覚〉には、続けて「綸命由アル先規也」（〈延〉二〇オ）とある。○上皇ハ 忠盛を召して尋ねたのを上皇（鳥羽）とするのは〈延・盛〉、主上とするのは〈闘・長・南・屋〉。〈四〉はどちらとも読み取りがたい。ただし、刀を帯びた忠盛は御前の召しによって舞っているのであるから、主上が忠盛の帯剣に気づかなかつたとは考えにくい。○郎徒小庭ニ伺候ノ事、不存知仕「郎徒」は、「郎従」が良い。校異18参照。〈延・長・盛〉では、家貞の祇候を忠盛は認めていた。故に、忠盛は、ここでは白を切ったことになる。○忠盛ニ不知シテ ここは、〈闘・延・長・覚〉のように、「忠盛に知られずして」と訓む可能性が全くないわけではないが、〈屋〉の「忠盛に知らせずして」に倣った。なお、該記事は、〈四・南〉にない。○罪科可有聖断 〈四・闘・延・長・南・屋・覚〉「此上猶難遁其科者、可召進其身候哉」（〈延〉二〇ウ）。同

様に解すれば、〈盛〉の場合の「罪科」も、忠盛に知らせることなく押しかけた家臣貞の罪科を指すか。○「誠ニ有其謂」トテ〈鬪・延・長〉は、話主を「主上」と明記。ただし、〈延〉は先に殿上人の訴えに忠盛を召して尋ねたのを上皇としているのであるから、ここで話主が主上となるのはいささか不自然。〈四・南・盛・屋・覚〉は、ここでの話主を明記しないが、先に見たように、忠盛を召して尋ねたのを主上とする〈南・屋〉は、この話主も主上であろうし、上皇とする〈盛・覚〉は、この話主も上皇と解して良からう。○為遁当座之恥横へ差タレ共… 此こも、話主を「主上」と明記するのが、〈鬪・延・長〉。〈四・南・盛・屋・覚〉については、前項に同じ。○用意之赫神妙也 〈四・鬪・延・長・南・屋・覚〉は、この後に、「弓箭ニ携ラム者謀ハ、尤モカクコソアラマホシケレ」(〈延〉二一オ)と続ける。これは、この後に、〈盛〉も記す「…武士ノ郎等ノ習歎」と対になっていることから明らかのように、あるべき一文だろう。○郎従小庭ノ推参 〈四・鬪・延・長・南・屋〉は、この部分、「兼又郎従主ノ恥ヲ濯ガムト思フニ依テ、ヒソカニ参候之条」(〈延〉二一オ)とする。先の忠盛の弁明「近日人々被相構子細依有其聞、年来ノ家人、為助其難、忠盛ニ不知シテ推参」の言い換えだが、その重複を嫌うためか、〈盛・覚〉は欠く。○還テ預観感ケリ 〈四・鬪・延・長・南・屋・覚〉は、この後に、「敢テ罪科ノ沙汰ニ及バ」(〈延〉二一オ)なかつたことを記す。本来この話は、忠盛の胆力と叡智、従者家貞の推参により、公卿等の凌辱を受けることなく、あまつさえその後の訴えを、忠盛がみごとに切り抜けた点に関心があったはずだが、〈盛〉では、忠盛が、公卿等を、いかに完膚なきまでにやりこめたか

という点に関心が移つたため、「罪科ノ沙汰」にはもはや触れることはないのか。○周成王ノ忠臣ニ、キリウト云兵アリ 以下の「キリウ」譚は、〈長・盛〉に見られる話。典拠・類話等未詳。〈長〉では、「雲上人内々さゝめきあひけるは、上古にかゝる事ありき」(1—三四頁)として、本話が引かれる。本話について考えるにあたり、先ず、〈盛〉の中国説話に登場する人物を、古代の伝説上の人物から、判明する中では最も新しい南北朝までの人物を、時代順に示せば次の表のようになる。なお、参考資料として、〈延〉も示した。また、四皓と七賢は、それぞれの名前を記さず、まとめて記した。なお、次頁の表では、春秋戦国時代の始まりを、紀元前七七〇年の周の東遷以降のこととした。故に、周王朝の臣であった伯服は春秋戦国時代に属することになる。その表によれば、周代の登場人物は、〈盛〉では、漢・春秋戦国・唐に続いて四番目で特に多いわけではないが(紀元前四〇三年、晉が韓・魏・趙の三国に分裂し、周王室の権威も有名無実化する春秋時代までを、周の時代と捉えれば数が変わるが)、〈延〉と比べると、六人の名(傍線部参照)が新たに見える。「きりう」はその内の一人だが、他の五人は、総て他の文献でその名前が確認できる。きりうが名を変えた早鬼大臣の場合も、現在のところ、〈長・盛〉以外に類話を見出せない。但し、〈長〉の場合は、きりうの名を記さず、早記大臣とする。この後の注解「相従輩ニ」参照。きりうが仕えた周の成王を、〈長〉は、「殷の成王」とするが、成王は、周王朝初代武王の子。本話以外では、成王は、〈盛〉に、二箇所登場するが、いずれも童帝であったため、撰政の周公旦が政治を執つたことを記す記事に登場。この後に、「忠盛此事ヲ模シテ、加様ニ思寄ケルニヤ」とあるように、忠盛は、この

古代伝説	堯・許由・黃帝・舜・神農・西王母・楊宝・令公	延慶本	8
夏	禹・桀・人説		3
殷	紂王・湯王・傳説(良弼)・武丁		4
周	周公旦・叔齊・邵公・成王・大公望・伯夷・微子・武王・文王・扁鵲・褒氏・幽王・老子		13
春秋戦国	晏嬰・顔淵・桓公・管仲・鷄鳴・原憲(賢憲・玄憲)・更羸・孔子・勾踐(公踐)・狐巴・崔杼・七賢・晉文・莊襄王・趙武・程嬰・夫差・包胥・勃鞞・孟嘗君・毛宝・李不提・靈王(楚王)・魯連		24
秦	燕丹・夏無思・花陽夫人・競望・荊軻・高漸離・始皇帝・昭王・秦舞陽・趙高・田光先生・樊於期・蒙嘉・養由・呂不韋		15
漢	永律・袁盎・王昭君・王莽・賈誼・華佗(化他)・霍光(雲光)・韓信・紀信・虞公・虞氏・景王・黥布(懸布)・鷄鳴・阮肇・項羽・孝宣・高祖・項伯・光武・孝煬皇帝・四皓・周勃・朱買臣・蕭何・少帝・昭帝・正邑王賀・新垣平(新塩平)・慎夫人・蘇武・大公・大昌里人・大司・晁錯・張良・寶嬰(魏)・東方朔・樊噲・班婕妤・范增・武帝・文帝・彭越・明帝・李少君・李將軍・李夫人・劉玄・劉晨・李陵・用里先生・呂太后		53
三国時代	王祥・王褒・管寧・陳思王・文帝・孟宗		6
南北朝	穆帝・梁武王		2
隋	武帝		1
唐	安祿山・一行・会昌(惠性)天子・戒賢・基・魏徵・玄奘・元慎・憲宗・玄宗・光・高宗・雀季珪・肅宗・生・折臂翁・則天皇后・太宗・中宗・張温古・張文成・鄭仁基・東婦節女・道宣・德宗・白居易・潘安仁・武宗・防・楊貴妃・楊玄琰・楊国忠・廉承武		33
南北朝	周異		1
不明	源子		1
南北朝	周伊		1
南北朝	銀心・荊保・源子・玄石・司馬・莊公・僧慧・楚效・毛嬙・李緒		10
南北朝	煬帝		1
南北朝	武帝		1
南北朝	可曾・祈奚・穆帝		3
南北朝	安祿山・一行・会昌天子・魏徵・虞世南・玄奘・元真・憲宗・玄宗・高宗・慈恩・則天皇后・大昌里人・太祖・太宗・中宗・張温古・張文成・鄭仁基・東婦節女・道宣・白居易・武宗・妙典・楊貴妃・楊玄琰・楊国忠・李淵・李勣・廉承武		30
南北朝	越呂・燕丹・夏附旦・荊軻・高漸離・子嬰・始皇帝・昭王・秦舞陽・趙高・田光先生・樊於期・融通王・楊仁后・養由・李信		16
南北朝	袁盎・王常・王昭君・王莽・王陵・賈誼・霍光・韓信・紀信・虞公・虞氏・元帝・項羽・孝煬・孝宣・高祖・高莊・項伯・光武・孝平・壺公・四皓・周勃・朱買臣・朱明・蕭何・少帝・昭帝・昌邑・人説・慎夫人・成帝・曹公・曹無傷・蘇武・太公・晁錯・張良・陳平・第五倫・寶嬰(魏)・東方朔・寶融・八葉大臣・樊噲・費長房・武帝・文帝・平帝・彭越・李將軍・李通・李夫人・りうてい・李陵・用里先生・呂太后		58
南北朝	娥皇・堯・許由・軒轅・黃帝・瞽叟・舜・女英・神農・燧帝・西王母・巢父・伏羲・揚宝・令公		15
南北朝	禹王・寒泥		2
南北朝	紂王・湯王		2
南北朝	きりう・周公旦・叔齊・召公・申候・成王・宣王・大公望・伯夷・伯陽甫・微子・武王・文王・扁鵲・褒姒・穆王・幽王・厲王・老子		19
南北朝	晏嬰・允常王・闔閭王・桓公・管仲・季札・原憲・孔子・勾踐・狐巴・崔杼・師曠・二世王・七賢・椒花女・昭王・徐君・晉文・西施・石虎將軍・莊襄王・曹沫・趙武・程嬰・伯服・伯樂・范蠡・馮驩(鷄鳴)・夫差・包胥・勃鞞・孟嘗君・毛宝・毛賁・靈王・魯連		36

「きりう」譚に倣って、殿上人らの凌辱を免れたとするのだが、その忠盛譚と余りにも酷似している点や、きりう(早鬼)譚を記すのは、〈長盛〉だけであるように、本話は、日本で創作された話と解して良からう。校異69に見るように、〈蓬・静〉の書写者にとって、本話の「本説」は既に不明であったのである。その点、考証は該当箇所の注解に譲るが、「銀心・八葉大臣」の場合も、事情は同じで、日本で創作された話であるように考えられる。○依勸賞 忠盛の場合は、得長寿院の造進による勸賞であったが、きりうの場合は、兵とあるから、武功かとも考えられるが、どのような功績による勸賞か〈盛〉では明示されていない。その点、〈長〉は、「戦を究たりし勸賞に、大臣に任ぜられて」(二三五頁)と明確。ただ、〈長〉も、「此早記大臣はもとより天下無双のつは物」(三四頁)とするように、忠盛と早鬼(記)譚のいずれにおいても、武士(兵)という類似性が意識されていることに注意したい。○恩賞傍輩二過タリ 忠盛の場合は、一介の武士でありながら、内の昇殿が許されたことに殿上人達が反発したのだが、早鬼(記)大臣の場合は、丞相にまでなり、君寵が他に比しておびただしかったためということになる。○群臣妬之、亡サント思へ共 傍輩達は、早鬼大臣を亡き者にしようとしたけれど、意。しかし、その機会もなく、結局、御遊の際に、早鬼大臣を凌辱することで鬱憤晴らしをしようとしたの意か。なお、〈長〉は、「仙客といふ大臣これを惜て、やくもすれば是をほろぼさんと擬す」(三四頁)とする。仙客未詳。日本で創作された人物か。本話に、忠盛をねたむ殿上人達という類似性を見るのならば、「群臣妬之」とする〈盛〉の方が、仙客とする〈長〉よりもその類似性が明確となる。○古文ト云御遊ヲ始テ 校異44参

照。〈長〉に、「古石の分」(国書刊行会本「左右之分」。「左右」は、「古石」の誤写乃至は誤読だろう)とあることから、「古石文」の形がもと
の形だろうが、いずれにしてもどのような御遊かは未詳。忠盛話の五節の御遊に对照させたもの。あるいは、〈新定盛〉が「早記」を「鍾馗」と関連づけているように、「古石の分」は「五節」「節分」の転訛とも考えられるか。○彼大臣ノ武具ヲ制センガタメニ、衛府ノ太刀ヲ禁断ス 衛府の太刀とは、六衛府の武官等の儀仗用の太刀を指す。ただし、ここで「衛府の太刀」というのは不審であり、典拠が漢籍であれば「劍」とあるのが妥当か。この説話が和製である傍証となるか。この飾太刀までを禁じたと言うことは、「皇居に帯刀を一切禁じた」(〈新定盛〉1—100頁)の意。早鬼大臣主従の帯刀を禁じるために、群臣を初めとして総ての者達の皇居内での帯刀を禁止したのである。そのように記すのが〈長〉。「皆人々の帯劍を禁断す。是はかの忠臣に太刀をはかせじがためなり」(〈長〉1—三五頁)。ただし、掲出の〈長〉本文では、早鬼大臣に従うあの忠臣に、帯刀させまいとしたためとなるが、「かの忠臣に」は、国書刊行会本等の「彼の大臣」が良からう。○相従輩二 忠盛話では、家貞に当たたる人物。しかし、〈盛〉では、早鬼大臣に従った臣下の名前が明記されない。その理由は不明だが、先に〈盛〉は、忠盛の忠臣家貞の先例話として、項羽の忠臣樊噲の話を引きいていた。に対して、本話では、忠臣忠盛の先例話として、早鬼譚を引くためとも考えられるか。一方、〈長〉には、「此早記大臣はもとより天下無双のつは物、弓前に携りて、武勇のみちをたて、事とす。麒麟といふ兵のあり。戦を究たりし勸賞に、大臣に任ぜられて……」(二四—三五頁)とあり、早記大臣の文脈に、麒麟の名が突然入り込む。

これは、例えば「弓箭に携りて、武勇のみちをたて、事とす。戦を究めたりし勳賞に、大臣に任せられて」のような記事に傍記を取り込んだ形態と考えると、「麒麟」は早記大臣のことを指すと見なせる。そうすると、〈盛〉はこれを麒麟ニ「相従輩」と誤解し、より忠盛と家貞の関係との相似を強めたと考えられる。なお、この「麒麟」の名は、〈盛〉の早鬼大臣の先の名であった「きりう」と関係があるか。○大臣ノ気色アタリヲ払テ、嘯レル有様也ケレバ、存知シニケリトテ、其夜ノ乱ヲ止メケリ。近侍した家臣への言及がないことは〈長〉も同様だが、〈盛〉では、忠盛の示威行動に恐れをなして、殿上人等が、闇討を中止した場面に重なる。に対して、〈長〉は、「かたへの君臣は禁法に任せて一人も太刀をはかず。是によりて早記その夜の難を通にけり」（三五頁）と、早鬼大臣の示威行動等不記。○当座一同ノ不与僉議早鬼大臣が、帯刀禁止の取り決めを守らなかったことを指す。○大家ノ党 〈長〉同。雲客等を指すか。○陳ノ言ニ申ク 「釈明の言」（新定盛）。〈長〉は、「ちんの詞をば出さず」として、早記大臣の弁明の言葉が続ける。誤りがある。○雲客腰ニ太刀ヲ付、忠臣手ニ雄剣ヲ提ハ 〈長〉同。雲客とは、早鬼（記）のみを言うのではなく、また忠臣も、早鬼（記）に従った家臣のみを指すのではなからう。つまり、宮中で、雲客達が、腰に太刀を佩き、忠臣（雲客以外の宮中警護の者達）の者達が、手に雄剣を持つのはの意。○是国ヲ鎮、所奉守公也 〈長〉はこの後に、「則此帝（國書刊行会本）」は不動の両剣をまなぶ。是といふは皇居に大宮をくわだつるには、四鬼くもに乗じて来りて妨をなすが故に、是を降伏せんがために、うんかく両剣をまなんで太刀を帯せり」（三五頁）とする。おそらくは国書刊行会本が正しく、雲

客の持つ剣は、不動明王の持つ両剣を真似たもので、鬼を降伏する剣である、と解せる。皇居の行事を妨げようとする四鬼は、『太平記』巻十六に、天智天皇の御宇に、藤原千方が駆使していたという金鬼・風鬼・水鬼・隱形鬼の記事などと関係があるか。○何ソ清君ノ折ニ、文ノ節会ヲ立ナガラ、剣ヲ可被誠哉 〈長〉「何ぞ明君の訴文（國書刊行会本）」は、節をたてながら武を捨、太刀を誠むべきや」（三五頁）。前に引いた〈長〉の本文から推察すれば、皇居で重要な行事があるときには、妨げをする鬼を降伏するため雲客が剣を持つ必要がある、ということになる。特にここでは「文」である芸能の行事を、「武」で守ることが強調されている。○与一同之僉議、実ノ刀ヲ止トイヘ共 先の雲客達の訴え、「当座一同ノ不与僉議、綸言非違背哉」に反駁するものとなる。○忠臣ハ大内ヲ助ント 「忠臣」は、先の注解「雲客腰ニ太刀ヲ付、忠臣手ニ雄剣ヲ提ハ」で検討した「忠臣」とは異なり、この後に、「実ニ帝ヲ助ル忠臣也」と記される早鬼を指す。○上古 〈長〉同。〈盛〉に、「上古」の用例、該当箇所を含めて十四例あるが、その内十一例が、上古と末代とを対照させる。他は、今の世と対照させる例が一例、上古のみの用例が二例。上古が指す時代範囲は広く、古くは本話の周の事例の他、殷や漢の時代の例から、新しくは十世紀初頭から十一世紀後半までの道真流罪・将門追討・宗任追討・定朝や円心の時代までを指している。○忠盛ハ、桓武天皇ノ御苗裔… 以下の記事は、忠盛が、御前の召の際、「伊勢平氏はすがめなりけり」と囁かれたその理由を記そうとするもの。その記事を、〈四鬮・延・長・南・屋・寛〉は、忠盛がそのように囁かれた記事の後に置く。その位置にあった記事を、〈盛〉は、この後の「兼家三妻錐」の話を引きくために

移し替えたと考えられる。このように、〈盛〉は、先ず初めに、主人

忠盛の危機を救った家貞父子の先例話として、主沛公の窮地を救った樊噲の話を引き、次に忠盛が殿上人達の五節の夜の闇討をみごとに跳ね返した先例話として早鬼譚を引く。そして、次に御前の召の舞の際、

殿上人達から凌辱的な囁し言葉を浴びた忠盛の先例話として、兼家三妻鎌譚・季仲譚・家継譚・忠雅譚を引くのである。○忠盛ハ、桓武

天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ 平氏一族が、桓武天皇の皇子葛原親王の後胤であることは、序章に既述。ここで、再び葛原親王の後胤であることに触れるのは、〈四・盛〉。桓武天皇の末葉とのみ記すのが、〈延・長・屋・覚〉、系譜に触れないのが、〈闘・南〉。桓

武平氏諸流の中でも、葛原親王の皇子高見王及び高棟王の子孫が後世栄えた。○中比ハ無下ニ打下テ官途モ浅ク、近来ヨリ都ノ住居モウ

トクシク 〈盛〉によれば、A中頃には位階も大層下り、官職も低く、B近頃では都での住まいもまれとなつて、常には伊賀伊勢にのみ住むようになったという。このように、AとBを、それぞれ中頃・近頃のこととするのは、〈盛〉のみで、他はそうした点を一切明示

しない〈闘・南〉や、Aを「中比」とする〈延・覚〉、「中古」とする〈長〉、「間近ク」とする〈屋〉と、Bを「近来」とする〈四〉とに分かれる。「忠盛は桓武天皇の御末葛原の親王の後胤ト乍申無下ニ成劣リテ官途モ浅ク自近來地下の殿上人都の栖居疎々常伊賀伊勢の住国久人」(「四」五右)。なお、〈盛〉には、桓武平氏の凋落ぶりを

記す記事が、次に見るように、他に三例見られる。

①平家ハ桓武帝ノ後胤トハ名乗ドモ、無下ニ振舞クダシテ、僅ニ下国ノ受領ヲコソ拜任セシニ、忠盛始テ家ヲ興シ、昇殿ヲユルサレシ子

孫也(巻三、111-112頁)

②就中此一門ハ、忝ク桓武天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ヨリハ無下ニ官途モ打下テ、下国ノ受領ヲダニモ有サレズコソ有ケルニ(巻六、113-114頁)

③平家ハ桓武帝ノ苗裔トハ申セドモ、時代久ク下テ十三代、中比ハ下国ノ受領ヲダニモ不免ケルガ(巻十四、213-214頁)

①は、他諸本にも見られ、〈延〉には、「忝モ御先祖桓武天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ御後胤ト申ナガラ、中比ヨリ無下ニ官途モ打下テ、纔ニ下国ノ受領ヲダニモユルサレテコソ候ケルニ」(巻二四三ウ)とある。以上からすれば、「中比ハ無下ニ打下テ官途モ浅ク」とは、桓武平氏が、今では下国の受領しか拜任できない身分にまで成り下がった様を

言っていることが分かる。それは、巻頭の「国香ヨリ貞盛、経衡、正度、正衡、正盛ニ至マデ六代ハ、諸国ノ受領タリトイヘ共、未殿上ノ

仙籍ヲバユリズ」とする記事に対応する。その点、②③の記事は、その下国の受領にもなれないとあり、巻頭記事や本話、さらには①の記事とも不整合を来すこととなる。貞盛の子維衡以降の受領任官の経歴

を「尊卑分脈」によって調べてみると、維衡「上野・常陸介、伊世・陸奥・出羽・伊豆下野・佐渡守」、正度「常陸介、出羽守、越前守」、正衡「出羽守」、正盛「備前守、讃岐守」などである。この内、維衡

の上野介(『御堂関白記』寛弘三年八月十三日条)・常陸介(『左経記』寛仁四年九月十九日条)、正衡の出羽守(『本朝世紀』康和元年正月二十三日条)、正盛の備前守(『殿曆』永久元年十月一日条)・讃岐守(『中

右記』保安元年十二月十四日条)など記録で確認できている。『延喜式』による国の格付けも、陸奥(大国)、出羽(上国)、常陸(大国)、上

野（大國）、備前（上國）、讃岐（上國）であり、維衡から正盛にかけて下國の受領にもなれないといった事実は見られない。また、長徳四（九九八）年に平維衡と平致頼の争乱について記した『権記』の記述に「前下野守維衡、散位致頼等、率^二数多部類^一、年来之間住^三伊勢國神郡、為^四國郡^五多有事煩、致^六人民之愁^七」（長徳四年十二月十四日条）とあるように、彼らが「年来の間」伊勢に「住」していたことがわかる。伊勢に居住したのは、けっして「近來」ではなく遅くとも維衡の時代、場合によっては貞盛の代に「何らかの形で伊勢と關係を有する

*高橋昌明『清盛以前—伊勢平氏の興隆—』（平凡社一九八四・5。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10）

兼家三妻錐

或人ノ申しケルハ、「忠盛心憂^一モ、ハヤサレツル者哉^二、イカバカリ口惜^三カリケン。其^四答^五ハ、ヲバイカニセザリケルヤラン、^六痛ク心ヲクレセヌ。男トコソ、世ニ。知タルニ」ト申しケレバ、又或人ノ語^七ケルハ、「昔モ係ルタメシナキニアラズ。^八村上^九帝ノ御宇、左中将兼家ト云人アリ。北の方ヲ三^{一〇}人^{一一}持^{一二}タレバ、異名ニハ三妻錐ト申しケリ。或時此^{一三}の三人ノ北の方、一所ニ寄^{一四}合^{一五}テ、^{一六}妬色ノ頭^{一七}ハレテ、^{一八}打^{一九}合^{二〇}取^{二一}合^{二二}髪カナグリ、衣引^{二三}破リナ^{二四}シテ見^{二五}苦^{二六}カリケレバ、^{二七}中將ハ「穴六借^{二八}」トテ、^{二九}宿所ヲ捨^{三〇}テ出^{三一}給^{三二}ヌ。取^{三三}サフル者モ^{三四}ナクテ、^{三五}二三日マデ組^{三六}合^{三七}テ、^{三八}息ツキ居タリ。二人ノ打^{三九}合^{四〇}ハ、常ノ事也。^{四一}マシテ三人ナレバ、^{四二}誰ヲ^{四三}敵^{四四}共^{四五}ナク、^{四六}向^{四七}カフヲ^{四八}敵^{四九}打^{五〇}合^{五一}ケルコソ^{五二}咲^{五三}シケレ。是モ五節ニ拍子ヲカヘテ、「取障^{五四}ル人ナキ宿ニハ、三妻錐コソ^{五五}揉^{五六}合^{五七}ナレ。穴^{五八}広^{五九}タ^{六〇}ヒ^{六一}ロ^{六二}キ^{六三}穴^{六四}カナ」トハヤシケリ。

【校異】1 〈近〉「モ」なし。2 〈蓬〉「はやされたりつる物かな」、〈静〉「はやされたりつる者哉」。3 〈近〉「こたへ」、〈蓬〉「答」、〈静〉「答」。4 〈近〉「いたはしく」、〈蓬〉「痛しく」、〈静〉「痛しく」。5 〈近〉「をのことこそ」、〈蓬〉「男とこそ」。6 〈近〉「しりたるにと」、〈蓬・静〉「しられたるにと」。7 〈蓬・静〉「ここより段落替え。8 〈近〉「もたれたりければ」、〈蓬・静〉「もちたれば」。9 〈近〉「ねたみのいろあらはれて」、〈蓬・静〉「妬色^{ネクム}のあらはれて」。10 〈蓬〉「かみに」、〈静〉「髪に」。11 〈近・蓬・静〉「ん」なし。12 〈蓬〉「なく」。13 〈蓬・静〉「まして」なし。14 〈近〉「かたきともなく」、〈蓬〉「敵ともなく」。15 〈近〉「かたきと」、〈蓬〉「敵と」。16 〈近〉「もみあひけれ」、〈蓬〉「揉合なれ」、〈静〉「按合なれ」。

【注解】○或人ノ申しケルハ、「忠盛心憂モハヤサレツル者哉」以下の記事は、〈盛〉の独自記事。典拠・類話等未詳。○其答「答」の訓、校異3参照。仕返し^シの意。「たふ」の訓みも可能。〈日国大〉は、「こたへ」の用例として、『宇治拾遺物語』の次の用例を引く。「此僧、悪心をお

ようになった」（高橋昌明）ものと推定されている。○常ハ伊賀伊勢二ノミ居住セシ人ナレバ「伊賀伊勢」とするのが、他に〈四・長・屋〉、「伊勢」とするのが、〈延・覚〉。高橋昌明によれば、伊勢平氏の最も古い根拠地は、三重郡を中心とする北伊勢地域か（三六頁）とし、伊勢平氏の祖は、維衡かあるいは貞盛にまで遡るかという（一二頁）。なお、伊賀平氏には、平正盛・忠盛・清盛等に仕えた、平家貞とその子家実・家継・貞能父子や、平頼盛家人の平宗清等がいる。

【引用研究文献】

こして、「我、この国の守となりて、この答をせん」とて、生れきて、今、国司になりてければ、我力及ばず」（新大系九四頁。新大系の付訓は、「たふ」）。○痛ク心ヲクレセヌ男トコソ、世ニ知タルニ校異4によれば、「痛く」は、「痛はしく」と訓むべきだが、ここは掲出のように訓むべきか。全くためらったりすることのない男との忠盛の世評は、検非違使の折の盜賊退治や海賊の追討使等の時に見せた果敢な忠盛像の反映もあろう。忠盛の死去に際し、頼長は、「経数国吏、富累巨万、奴僕滿国、武威軼人、然為人恭儉」（『台記』仁平三年一月十五日条）と書き留めている。○又或人ノ語ケルハ このある人の言が、どこまで続くのかはっきりとしない。この後の兼家の三妻錐話で途切れることなく、以下季仲・家継・忠雅の話が続くことからすれば、ある人の言は、忠雅話までを含むのであろう。とすれば、次節の「…人心覺束ナシ」までということになるが、発言の終わりを示す、例えば「…ト語りケリ」のような言葉はない。○村上帝ノ御宇、左中将兼家ト云人アリ 藤原師輔の子兼家が左中将であったのは、康保四年（九六七）十月七日、安和三年（九七〇）八月五日のこと。村上天皇は、康保四年五月二十五日崩御。故に、左中将の頃の話とすれば、冷泉天皇の御代の話となる。○北方ヲ三人持タレバ 兼家には、〈尊卑〉等によれば、道長・道隆等の母の藤原時姫（藤原中止女）や藤原道綱の母（藤原倫寧女）、保子内親王（村上天皇第三皇女）、藤原忠幹女（藤原道義母）、藤原困章女（麗景殿女御母）等がいる。この逸話は史実に基づくというよりは、『蜻蛉日記』で、町の女に嫉妬した道綱母が兼家を閉め出した逸話のようなものから変化した俗説と見られる。○穴広々ヒロキ穴カナ 家継譚と家成譚とが、婿に成る

あるいは婿を取る類話であるように、本話は、次の季仲譚の「穴黒々黒キ頭哉：穴白白キ頭哉」を共通させる類話（今井止之助教示）。『和漢三才図会』に、円錐・方錐（四方岐利）・三稜錐・三又錐・壺錐を記すが、三稜錐は、円錐や方錐よりも大きな穴を開けるのに適している。故にこんな意になろう。兼家亭では、三目錐のように三人の妻が採み合っている。なんと大きな穴が空くことでしょうかよの意か。